

消費税率引上げ決定に反対する意見書（案）

本年4月に、消費税が8%へと増税された。また、2015年10月からの税率10%に向け、政府は更なる増税判断を年内にも行うとしている。

しかし、もはや消費税率を引上げる経済状況ではない。「株価連動内閣」とも称される政府は、6月25日に発表した「成長戦略」において、法人税率の引き下げや年金資産のリスク運用を盛り込むなど、株価維持と景気回復を演出しているが、地域の実体経済は冷え込んだままであり、国民生活は疲弊している。

内閣府が8月13日に発表した4～6月期の国内総生産（GDP、季節調整値）速報値では、年率換算6.8%減となった。政府は「想定内」との見解だが、消費者物価の上昇にともなう実質所得の減少により、GDPの6割を占める個人消費は想定を超えて落ち込んだ。わずかな賃上げでは物価上昇に追いつかず、消費の減少を招いていることは明らかである。

また、日銀の質的・量的金融緩和による円安・金利低下が、想定通りに出ていない。

景気回復の演出と、それによる消費税増税という「悪循環」を即刻、絶つべきである。実体経済や国民の生活を直視すれば、景気回復といえる状況にない以上、増税判断は容認できない。

したがって嘉麻市議会は、政府に対し、下記の事項について誠実に対応するよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記

1. 消費増税の税率引き上げ決定を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成26年9月30日

嘉 麻 市 議 会

意見書提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
経済再生担当大臣